

8 指 第 5 8 3 号
平成28年12月7日

(一社) 京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

年末年始の工事現場における事故防止対策について

平素は、本府の建設交通行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建設工事現場における事故防止対策については、これまでからその徹底をお願いしているところですが、特に年末年始の事故防止対策について、第三者災害の防止など、下記事項について関係者に徹底いただくとともに、災害の未然防止について一層のご配慮をお願いします。

記

- 1 工事に着手している現場においては、機械器具、工事材料等を整理整頓するとともに、防護柵、危険標識、赤（黄）色灯の設置等、場内への立入り防止の措置の徹底を図ること。
- 2 火元責任者を定め、ガソリン、灯油等の可燃物及び危険物を適切に保管すること。
- 3 場内の仮排水を十分行い、工事現場外に水溜まりが発生しないよう、また、工事器具及び工事材料等を路面等に放置しないなど、工事現場外に危害が及ばないよう措置の徹底を図ること。
- 4 通行者に対する安全対策について、降雪や路面凍結も考慮し、工事により生じた段差等をなくす、迂回路・規制区間の急激な擦り付けは行わないなど、適切な措置を講じること。
- 5 土砂災害が予想される工事現場（法面工、砂防工等）については、現場責任者は常に気象情報等に注意し非常事態に備えるとともに、安全点検を行うこと。
- 6 年末年始においては、受注者による工事現場の巡視及び点検を強化するとともに、工事休止期間における受注者の緊急連絡及び対応体制を確立し、連絡体制表を監督職員に提出すること。

- 7 年始の工事再開に当たっては、あらかじめ受注者が現場状況を点検し安全を確認した上で行うこと。
- 8 以上のことについて、監督職員の立会のもとで確認すること。
- 9 万が一事故が発生した場合は、その内容に応じて、S A S（建設工事事務データベース）へ登録すること。

担 当	指導検査課 指導担当
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 1 9